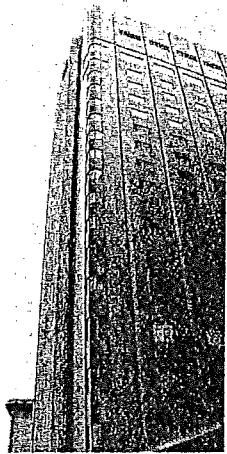


# 金融所得の一元化と番号制度

前政策研究大学院大学客員教授

森信 茂樹

政府税制調査会で、納税者番号制度の導入が本格的に議論されている。平成16年度の税制改正答申の中で、以後の課題として、金融税制の一元化と、納税者番号制度などによる納税の環境整備が上げられていて、検討の内容をまとめ中間報告されることになっている。税制調査会では、金融所得一体化課税の実施において、番号制度が不可欠としているようであるが、なぜそうなのか。番号制度導入によって、どのような課税の仕組みになるのか——などを明らかにしていただいた。



## 問題の所在——二元的所得税と金融税制の一元化

政府税制調査会で金融所得の一元化課税（以下「金融税制の一元化」という。）の議論が大詰めを迎えていた。金融税制一元化の議論のもととなるのは、二元的所得税論であるが、この税制を今後の検討課題と位置付けたのは、2002年6月の政府税調中期答申（以下「中期答申」）である。その後、同年11月の年度改正答申は、「金融資産に対する課税は、……簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。……『貯蓄から投資へ』といった……政策要請にも応えられる……こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向

を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせて検討すべきである。」と論じた。

具体的に2003年度税制改正では、これまで総合課税が原則であった配当所得を、株式譲渡益や利子所得と同様の分離課税（大口は除く。）に改め、同率で課税することとした。さらに2004年度改正では、公募株式投資信託の譲渡益を上場株式並みに軽減し、特定口座における管理を可能にするとともに、非上場株式の譲渡益に対する税率を20%に引き下げる等の改正を行い、「金融税制の一元化」に向けて大きな進展を見た。

また、土地の譲渡益の本則税率を金融所得の標準税率ともいいうべき20%に引き下げ、他の所得との損益通算を禁止するとともに100万円控除を廃止したが、この動きは「金融税制の一元化」から「資本税制の一元化」へと

一歩進めるものであった。

2004年度以降の課題として答申は(1)金融税制一元化に向けての理論的・実務的検討の必要性と、(2)納税者番号制度など納税環境の整備、の二点をあげており、金融小委員会での検討を経て、本年6月に中間報告が予定されている。

そこで本稿では、金融税制一元化と納税者番号制度の関係を考えてみたい。納税者番号制度については、総論では賛成が多くなりつつあるものの、現実に導入となると、国民や関係者の反発は大きい。他方、幅広く金融所得を一元化して行く上で、所得を正確に捕捉する番号制度は不可欠となる。つまり、これをどう仕組むかということが、今後の金融所得一元化の進展を左右するものとなるのである。

## II 金融税制の一元化

### ■ 1 ■ 金融税制一元化の意義

金融税制一元化を進めていくことの意義は、次のとおりである。

第一に、金融所得に対して、累進構造の勤労所得とは異なる、単一の低税率で課税することは「資本に対して効率的な税制」の構築につながる。

第二に、我が国では、所得が10種類に分類

#### もりのぶ・しげき

1950年生まれ。1973年大蔵省に入省。主税局税制第二課長、主税局給課課長を経て、1998年大阪大学法学研究科教授。2001年東京大学法学政治学研究科客員教授。2002年政策研究大学院大学客員教授。(主要著書)『日本が生まれ変わる税制改革』(中公新書ラクレ)、『日本の税制』(PHP新書)、『日本の消費税』(納税協会連合会)、『改訂金融秩序』(日本経済新聞社)

されており、金融商品から生じる所得も多様・複雑になっているが、これを同じ課税制度・税率にすることは、簡素な税制となるだけでなく、金融商品間の中立性の確保、多様化・複雑化する所得分類に伴うタックスコンプライアンスの向上が図れる。また、新しい金融商品に対する税制上の取扱いが明確になれば、金融市场参加者の法的安定性も向上する。

第三に、金融所得を一括課税することは、利子、配当、株式譲渡益等の金融所得を通じての損益通算・繰越控除を認める(例えば配当所得と株式譲渡損失との通算)こととなるので、個人のリスクテークを促進させる効果をもつ。これは、当面5年間金融所得に対して10%の税率を課すという特例と合わせて、「貯蓄から投資へ」という当面の政策目的を進めることになる。

第四に、勤労所得と金融所得との損益通算を遮断することになるので、租税回避・租税裁定のインセンティブが大いに縮小する。

このように、金融税制一元化は、現行の複雑な金融税制を、より簡素で中立にし、租税回避を防止するという公平にも結びつく税制として本格的に位置付けることには、大きな意義が見出せる。同時に、日本発の簡素な税制を先進諸国に先駆けて作って行くことになる。

### ■ 2 ■ 一元化に必要な検討事項

一元化を進めていく上で必要なことは、金融所得の定義をどう定めるか、損益通算や繰越控除の範囲をどこまで広げるか、源泉徴収をどうするかといった点を詰めて行くことである。ここでは、ポイントとなる2、3の点について述べてみたい。

金融所得の包括的な定義は難しいのではないかという点が議論となっている。たしかに利子・配当等現行の所得分類は、民商法を前提としているので、民商法を離れて金融所得を定義することは困難であろう。

しかし現在、抵当証券、金貯蓄口座、保険期間が5年以下の一時払い養老保険等の収益に対しては、利子ではないにもかかわらず、利子並みに課税する（源泉分離課税、20%）ということが、金融商品を特掲したうえで行われている。現在、雑所得、一時所得に分類されているもののなかから、金融所得となる金融商品を個別に抜き出して、カテゴライズすればよいのではなかろうか。所得計算は、収入金額から必要経費を控除するという現行の方法をそのまま使えばよい。

次に、損益通算の範囲である。一元化の趣旨から行けば、通算の範囲は広ければ広いほどよいということになる。例えば、先進各国がキャピタルゲインとロスの通算を認めていのに対し、我が国は株式譲渡益と株式譲渡損の範囲でのみ可能と、範囲が狭くなっているが、今後、さまざまな金融所得の間で広く通算できるようにしていくことが必要となる。

もっとも、10億を超える口座のもと、源泉分離課税が定着している預金利子について、損益通算を認めるためには、番号制度を導入して捕捉しなければならなくなるという問題があり、この点は十分検討する必要がある。また、住宅投資に伴う借入金利子については、本来投資に伴う経費であるが、持ち家の帰属家賃に課税されていない現状では控除は認めない、といった現実的な対応が必要となろう。

なお、金融所得の純損失とその他の所得（勤労所得等）との通算は、単一税制と累進税制というように課税制度も異なり、また二つの

カテゴリーに分けた趣旨からしても、認めないことが正しいであろう。

## III 金融税制の一元化と納税者番号制度

一元化を進めて行くということは、金融所得間の損益を通算し、純損失が生じた場合には翌年以降に繰り越すことができるようにするということである。そのためには、さまざまな金融商品から生じる金融所得を適格に補足する課税インフラが必要となる。そこで、納税者番号制度の導入について、同時並行的に議論が進められている。

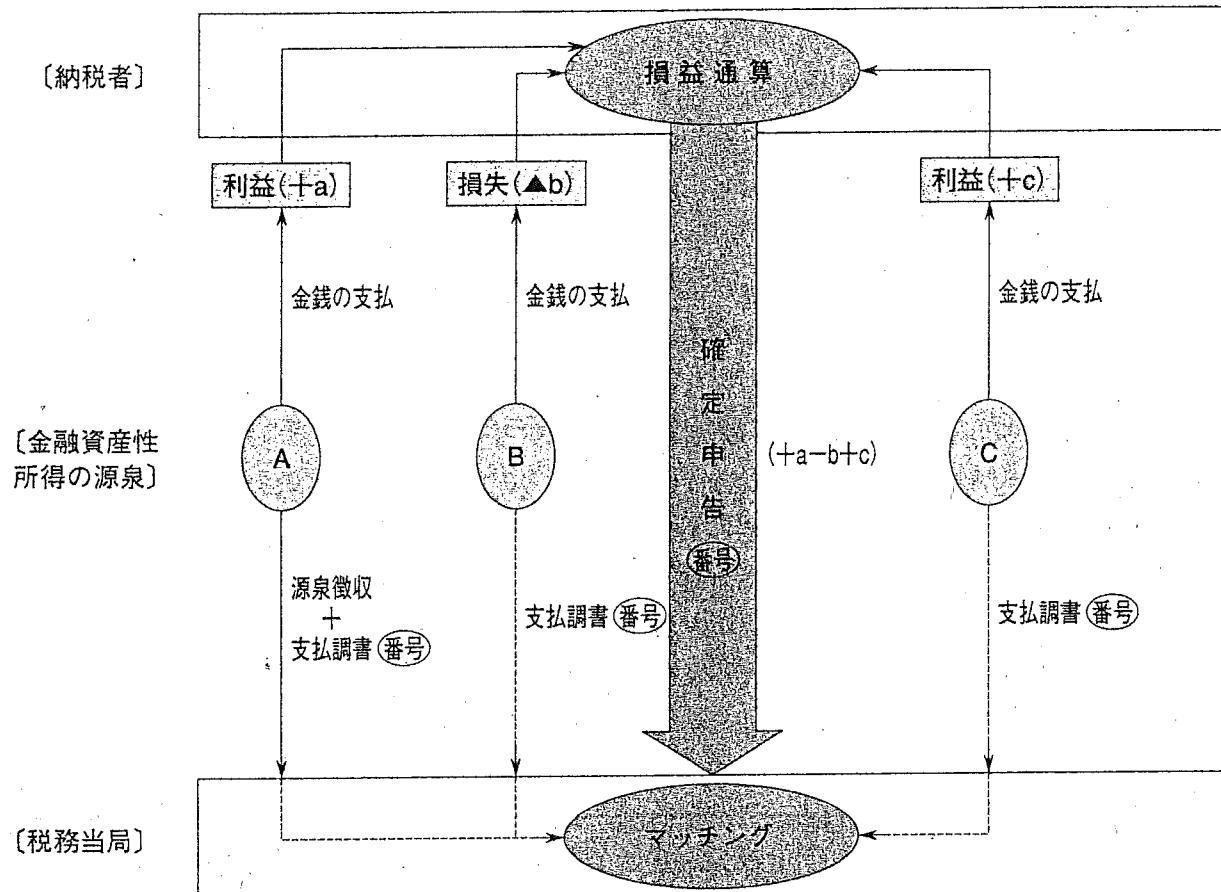
### ■ 1 ■ 納税者番号制度とは

納税者番号制度とは、コンピュータを使うことによって、本人確認を効率的に行うことができる制度である。

税務当局は、納税者が行うさまざまな取引について、その相手方（金融機関等）から支払調書、給与の源泉徴収票等の資料情報の提出を受け、それを基に適正な課税を執行している。これを情報申告制度、あるいは法定資料制度といい、その内容は法律で定められている。この仕組みが有効に成り立つためには、第一に、これら情報に記された納税者の名義が真正なもの、つまり本人確認されたものであることが必要である。第二に、これら情報が、手間をかけずに納税者ごとに名寄せができる、本人の申告とマッチングできることが必要である。このためには、番号制度がきわめて有効である。

納税者番号制度については、これまで政府税制調査会でさまざまな議論が進められてきたが、最大の論点は、番号制度を何のために

図表一 1 金融資産性所得課税の一体化における税務執行の流れのイメージ  
——番号を活用したマッチング——



(出典：税制調査会平成16年4月27日第11回総会資料より)

使うのかということであった。税制調査会はこの点に關し、総合課税化、適正な資産課税、税務行政の効率化・高度化や納税協力の向上、経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金シフトへの対応、の四点をあげてきた。

総合課税化は、税制を論じるものにとって理想に置かざるを得ない税制であることは疑いないが、理論的支柱となる包括的所得税はいろいろなところで綻びを見せており、我が国税制はすでに金融所得について分離課税を採用している(注1)。

次に、資産課税のための納税者番号制度を導入している国は見当たらず、国民のさまざ

まな資産に番号をつけて管理するとなると、徵稅国家として国民の反発も大きいであろう。

こう考えると納税者番号制度は、新たな課税制度のためというより、税務執行の効率化、申告水準の向上のためと割り切る方がよさそうだ。もっともそのためには、納税者番号制度を使って提出される資料情報の対象範囲を広げることが重要なポイントとなる。

では、金融税制の一元化と番号はどのような関係があるか。一元化のもとでは、個人が多種・多様な金融商品を購入し、さまざまな投資を行う中で、金融所得間の損益通算を認めることになる。そのためには、納税者が自らの金融所得と損失の双方を税務当局に申告

をすることが必要となる。その場合、損失については、納税者は申告に対するインセンティブが働くが、所得（利得、利益）については、納税のインセンティブは働くかない。そこで、損益を通算するためには、税務当局としては、利益を正確に捕捉しておかなければならないことになる。納税者から出された申告と、金融機関等から税務当局に送られてくる情報とのマッチングをして、漏れがないかどうかチェックする必要がある。こうしてはじめて金融所得の通算、あるいは一元化が可能となる（前頁図表-1 参照）。

二元的所得税が導入されている北欧諸国では、きわめて厳格な納税者番号制度の裏打ちがあったが、我が国で金融税制の一元化を進めて行くには「番号制度」の導入は不可欠である——これが基本認識である。

## ■ 2 ■ 金融所得番号

では、それが「納税者番号制度」である必要があるのであろうか。先ほど述べたように、これまでの納税者番号制度の議論は金融税制の一元化を意識したものではない。逆にいえば、金融所得を一元的に課税する新たな金融・証券税制を構築するために必要となる番号は、なにも納税者番号でなくともよいということにもなる。

つまり、納税者番号制度の議論と切り離して、金融所得について番号制度を設けるという考え方は十分成り立つのである。英国のように金融機関・金融取引に限っての本人確認済みの番号制度を導入するという考え方で、「金融所得番号」とでも称した方が分かりやすいであろう。さらに、損益通算を受けようと申告する者に限り番号を付す、という選択制も可能である。納税者番号制度に対して、

プライバシーの問題をはじめとして国民の抵抗も根強く導入は簡単ではないので、発想の転換が必要であろう。

また、スウェーデンのように、納税者利便に最大限配慮した制度も考慮してはどうか。スウェーデンでは、「納税者は資産収益、損失を申告書に記載し税務署に申告するわけだが、税務署から納税者あてに送付されてくる申告書には、すでに雇用者と金融機関から税務署に提出された勤労所得と資産所得に関するデータが記載してある。納税者は、記入済みのデータに誤りがないかどうかチェックし、誤りがなければサインをして税務当局に提出する。実際には、ほぼ半数の納税者がサインだけで済ましている。これを Simplified Income Tax Return と呼んでいる。」（注2）という実務となっている。

納税者にとって利便が向上するのであれば番号管理はやむをえない、と自主的な番号利用を懇意して行く現実的な方法である。

「中期答申」を注意深く読むと、番号を利用する納税者の利便が高まるような利用方法、利用者、対象となる取引範囲を検討する、とも記している。現在行われている金融小委員会の議論でも、スウェーデン等の納税者番号制度が報告されている。

いずれにしても、日本独自の優れた税制を作る絶好のチャンスであるという認識を持ち議論を進めていくべきであろう。

## ■ 3 ■ 金融所得特定口座

特定口座制度は、証券会社に開設された口座を通じて売買された株式の譲渡益について、20%（国税・地方税の合計。平成16年から4年間は10%）の源泉徴収で納税が完了する仕組みで、2003年に導入され2004年に改良

された制度である。証券会社が記録した取得価格と譲渡価格から実譲渡益を計算し源泉徴収を行い申告を不要とするもので事実上の源泉分離課税である。簡素性と正確性において世界のどの国にもない優れた制度で、現在300万以上の口座数がある。

この口座に、預金、投資信託、変額保険等の金融商品が加わり、口座内のすべての金融所得が合算され、金融機関が損益通算、源泉徴収まで行い、原則として申告不要という制度になれば、納税者（投資家）利便のきわめて高い制度となる。

いわば「金融所得特定口座」とも言うべき制度である。この制度の長所は、株式譲渡益について、金融機関の口座の中で取得時期、取得価格等も含めてすべてが管理されているので、損益通算に当たっての本人確認が確実に行われており、その限りで納税者番号は必要がないという点である。譲渡益が正確に計算され源泉徴収も可能となる。利子、配当についても本口座の段階で源泉徴収するよう仕組むことにより、金融所得間の通算が可能になる。口座内のすべての金融商品が合算され、金融機関が所得計算、損益通算、源泉徴収まで行い、原則として申告不要という制度は、金融商品に対する中立性を高め、納税者・税務当局双方のタックスコンプライアンスコストを大幅に改善させる。

では、この制度の実現にとっての検討課題はなにか。

10億を超える銀行口座から発生する利子所得は、源泉分離課税という簡素な税制が定着しており、あらためて特定口座に源泉徴収なしで移すことには銀行界の抵抗が予想されること、大手金融機関同士の顧客囲込み競争につながるので、中小金融機関からの反対が予

想されること、銀行・証券間の業界問題に巻き込まれること、納税者の口座が複数となり口座間での損益通算の必要が出てくると、申告の必要が生じるとともに番号制度の必要性が出てくること、利子税収を減らす要因となるので税収減につながること等が問題点であるが、完成すれば日本発のグローバルスタンダードの税制（キャピタルゲインも含めた金融所得の計算、通算、税額計算、源泉徴収が行われ課税関係が終了）となること、また金融機関にとっても新たなビジネスチャンスにつながること等のメリットがある。我が国としても前向きに検討すべきである。

最後に、納税者番号は決して全能ではない。株式譲渡益の計算には取得価額が必要になるが、それは納税者番号によっては担保され得ない。また、適正な課税にとって必要なことは、どのような所得についての情報を求めるかという、資料情報制度の中身の充実であることも認識しておく必要があろう。

（注1）森信茂樹「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」（フィナンシャルレビュー66号）38頁

（注2）馬場義久「スウェーデンの個人資産所得税」（租税研究2001.1）118頁

#### ＜参考文献＞

- ・森信茂樹「二元的所得税残された課題」（「二元的所得税の論点と課題」証券経済研究会編）
- ・同『日本が生まれ変わる税制改革』（中公新書ラクレ（近刊））
- ・同『日本の税制』（PHP新書）
- ・同「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」（フィナンシャルレビュー66号）
- ・馬場義久「スウェーデンの個人資産所得税制」（租税研究2001・1）